発行:帯広市 令和6年4月改訂

予防接種に関する説明書

予防接種の効果や副反応等について理解した上で、接種に同意したときに限り接種が行われます。

1 予防接種を受けましょう

- 予防接種は、以前は必ず受けなければならない「義務接種」でしたが、現在は受けるように努めなければならない「努力義務」となっています。
- ・お母さんから赤ちゃんにプレゼントした病気に対する抵抗力(免疫)は、百日せきや水痘(すいとう)(みずぼうそう)では生後3ヵ月までに、はしか(麻しん)やおたふくかぜでは生後12か月頃までに自然に失われていきます。そのため、この時期を過ぎますと、赤ちゃん自身で免疫を作って病気を予防する必要がでてきます。その助けとなるのが予防接種です。
- ・子供は発育と共に外出の機会が多くなり、感染症にかかる可能性も高くなります。予防接種に対する正しい理解を持ち、お子さまの健康にお役立てください。

2 予防接種を受けに行く前に

(1)一般的注意事項

- 予防接種は、健康な人が元気な時に接種を受け、その細菌やウイルス等の感染を予防するものですから、体調の良い時に受けるのが原則です。
- ・日頃から保護者の皆さんはお子さまの体質、体調など健康状態によく気を配っていることとは 思いますが、何か気にかかることがあれば、あらかじめかかりつけの医師か、帯広市健康推進課 にご相談ください。
- ・安全に予防接種を受けられるよう、以下のことに注意の上、当日に予防接種を受けるかどうか確認してください。
- ① BCG接種の場合、2日前から接種部位(両腕)に塗り薬や保湿剤などを塗らないでください。
- ②前日は入浴するかシャワーを浴び、体を清潔にしましょう。
- ③ 当日は朝からお子さまの状態を良く観察し、普段と変わったところのないことを確認してください。ご自宅で体温を測り、発熱のないことを確認してください。
- ④ 母子健康手帳は必ず持っていきましょう。
- ⑤ 予診票はお子さまを診察して接種する医師への大切な情報です。責任を持って記入するようにしましょう。
- ⑥ 接種を受けるお子さまの日頃の状態を良く知っている方が連れて行きましょう。



(2) 違う種類のワクチンを接種する場合の間隔

次に接種するワクチン 27日以上あける※ 注射生 【注射生ワクチン】 ※4週間後の同じ曜日から接種可 ワクチン 制限なし 経口生 BCG ワクチン 麻しん風しん 水 痘 制限なし 不活化 おたふくかぜ 等 ワクチン 制限なし 注射生 【経口生ワクチン】 ワクチン 制限なし 経口生 ロタ 等 ワクチン 制限なし 不活化 ワクチン 制限なし 注射生 【不活化ワクチン】 ワクチン ヒブ・肺炎球菌 制限なし 経口生 B型肝炎·五種混合

ワクチン

不活化

ワクチン

(3)疾病罹患後の間隔

四種混合·日本脳炎

二種混合・HPV

インフルエンザ 等

接種ワクチン

• 病気にかかったお子さんは、完治後も予防接種を受けられない期間があります。

制限なし

これらの疾病に罹患した場合には、全身状態の改善を待って、標準的には下表の間隔をあけて接種します。

かかった病気	接種できない期間の目安
麻しん(はしか)・風しん・水ぼうそう・おたふくかぜ など	完全になおってから 4 週間
突発性発疹・手足口病・伝染性紅斑・プール熱・RSウイルス・溶連菌感染症 インフルエンザ・アデノウイルス・ロタウイルス・ノロウイルス など	完全になおってから2週間

(4) 予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱のある人(一般的に、熱のある人は、接種会場で測定した体温が**37.5℃以上**の場合をさし ます。)
- ② 重い急性疾患にかかっていることが明らかな人(急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病 気の変化もわかりませんので、その日は接種を受けないのが原則です。)
- ③ その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことのあ る人(「アナフィラキシー」というのは、通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。 発汗、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出るほか、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの 症状に続き、ショック状態になるような激しい全身反応のことです。)
- ④ BCG接種の場合においては、予防接種・外傷等によるケロイドが認められる人。

- ⑤ ロタ感染症接種においては、腸重積症にかかった人、治療を完了していない先天性消化管障害及び重症複合性免疫不全症の所見がある人。
- ⑥ 女性においては、妊娠していることが明らかな人。
- ⑦ その他、医師が不適当な状態と判断した場合(上の①~⑥に当てはまらなくても医師が接種不適当と判断した時は接種できません)。

(5) 予防接種を受ける際に、医師とよく相談しなくてはならない人

以下に該当すると思われる人は、かかりつけの医師がいる場合には必ず事前に予防接種を受けてよいか、相 談してから接種しましょう。

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害等で治療中の人。
- ② 過去の予防接種で、2日以内に発熱のみられた人及び発疹、じんましんなどアレルギーと思われる症状がみられた人。
- ③ 過去にけいれん(ひきつけ)を起こしたことがある人。けいれん(ひきつけ)の起こった年齢、熱はあったか、その後も起こしているか、接種するワクチンの種類などで対応が異なります。必ず、かかりつけ医と受ける前によく相談しましょう(原因が明らかな場合には、一定期間過ぎると接種できます)。
- ④ 過去に免疫不全の診断がされている人や、近親者に先天性免疫不全症の方がいる人。
- ⑤ ワクチンには、その製造過程で、培養に使う卵の成分や抗生物質、安定剤などが入っているものもあるので、 これらに重篤なアレルギーがあるといわれたことのある人。
- ⑥ BCG接種の場合においては、家族に結核患者がいて長期に接触があった場合や、過去に結核に感染している疑いのある人。
- ⑦ ロタ感染症接種の場合は、活動性胃腸障害や下痢などの胃腸障害のある人。

3 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① **予防接種を受けた後30分間**は、接種会場でお子さまの様子を観察するか、医師とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。(ショック症状などの急な副反応はこの間に起こりやすいため)
- ② 接種後、生ワクチンでは4週間、不活化ワクチンでは1週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ③ 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は発熱等がなければ、さしつかえありませんが、接種した部位はこすらないでください。
- ④ 接種当日は、激しい運動はさけましょう。
- ⑤ 病気にかかったあとは、予防接種を受けられない期間があります。
- ⑥ 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合、ロタ感染症接種の場合は腸重積症を疑うような症状がある場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。
- ※ HPVワクチンについては、筋肉注射の痛み等によりまれに一時的に失神がおこることがあります。

4 副反応が起こった場合の対応

(1) 通常みられる反応

ワクチンの種類によっても違いますが、発熱、接種部位の発赤・腫れ・しこり、発疹などが比較的高い頻度で

認められます。通常、数日以内に自然に治るので心配の必要はありません。

(2) 重い副反応

予防接種を受けた後、接種部位のひどい腫れ、高熱、ひきつけなどの症状があったら、医師の診察を受けてください。 その症状が予防接種後副反応報告基準に該当する場合は、医師から独立行政法人医薬品医療機器総合機構へ副反応の 報告が行われます。ワクチンの種類によっては、極めてまれ(百万から数百万人に一人程度)に脳炎や神経障害など の重い副反応が生じることがあります。このような場合に厚生労働大臣が予防接種法によるものと認定したときには、 予防接種法に基づく健康被害救済の給付の対象になります。

(3) 紛れ込み反応

予防接種を受けたしばらく後に、何らかの症状が出現すれば、予防接種が原因ではないかと疑われることがあります。 しかし、たまたま同じ時期に発症した他の感染症などが原因であることが明らかになることもあります。これを「紛れ込み反応」と言います。

- (4) 予防接種による健康被害救済制度
- ① 定期接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
- ② 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、 法律で定められた金額が支給されます。
- ③ ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものなのか、別の要因(接種前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。
- ④ 予防接種法に基づく定期接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種 (任意接種)として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法 に基づく救済を受けることになりますが、予防接種法と比べて救済の対象、額等が異なります
- ※給付申請の必要が生じた場合には、帯広市健康推進課へご相談ください。

5 予防接種のスケジュールを立ててみましょう

- 予防接種には、予防接種法により対象疾病、対象者及び接種期間などが定められた定期接種 (公費負担)とそれ以外の任意接種(自己負担)があります。
- それぞれの予防接種には、お勧めする期間(標準的な期間)がありますので、受けられる時期がきたら早めに受けましょう。
- 予防接種によって、接種できる年齢や期間・接種回数・間隔のあけ方は違います。
- •同じ種類のワクチンを複数回接種する場合には、それぞれ定められた間隔があるので注意しま しょう。
- ・必要な接種回数が足りないと、十分な予防効果が期待できません。
- ・定期接種の実施方法及び実施医療機関は、健康づくりガイドこども編等で確認しておきましょう。
- お子さまの体調がいつも良いとは限りません。予定通りにいかないことも多いため、柔軟にスケジュールを変更できるよう、接種間隔は余裕をもって立てましょう。

お問い合わせ先

帯広市 市民福祉部 健康保険室 健康推進課

- ◆実施方法(場所、時間等) などの問合わせ Tel25-9720
- ◆接種前後のお子さまの体調などの問合わせ TEL25-9722